

産前・産後休暇，育児休業及び育児短時間勤務期間中の代替措置について

学 長 裁 定

平成 24 年 6 月 29 日

一部改正 平成 30 年 3 月 28 日

次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）に基づき，岡山大学における次世代育成支援対策として，常勤職員（一般職員及び教育職員）について，下記のとおり産前・産後休暇，育児休業及び育児短時間勤務期間中の代替措置を行う。

記

1 一般職員の代替措置

(1) 産前・産後休暇及び育児休業（以下「育児休業等」という。）の期間について，業務を見直した上で代替措置を必要とする場合は，次のいずれかにより産前休暇期間から代替措置ができるものとする。

- ① 特別契約職員（常勤）の雇用
- ② 人材派遣会社の派遣労働者の契約

(2) 育児短時間勤務の期間について，業務を見直した上で代替措置を必要とする場合は，次のいずれかにより代替措置ができるものとする。

- ① 非常勤職員（短時間勤務）の雇用
- ② 人材派遣会社の派遣労働者（週 29 時間以内）の契約

1 の 2 教育職員（教授，准教授，講師又は助教）の代替措置

育児休業等の期間及び育児短時間勤務の期間について，教育上必要最小限の範囲内において，非常勤講師を雇用することができるものとする。

なお，常勤職員（任期付）の雇用も可とするが，雇用期間は育児休業の期間中のみとする。

1 の 3 教育職員（教育学部附属学校園の教育職員）の代替措置

育児休業等の期間について，女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和 30 年法律第 125 号）の規定に準じて，特別契約職員又は非常勤講師を雇用することができるものとする。

また，育児短時間勤務の期間については，教育上必要最小限の範囲内において，非常勤講師を雇用することができるものとする。

2 雇用及び契約の手続き

代替措置を行う場合は，通常の雇用協議及び労働者派遣契約の協議は不要とし，別紙様式の「計画書」を，雇用にあつては人事異動状況票，人事異動上申書又は非常勤講師等変更報告書に，労働者派遣契約にあつては労働者派遣配置計画書に，それぞれ添付するものとする。

3 代替措置を行った場合の経費の取扱い

代替措置により当該年度に支出する経費は，全学人件費で執行し，年度末に予算配当を行う（岡山大学病院を除く。）。

4 その他の留意事項

特別契約職員（常勤）の雇用による代替措置を行う場合は，育児休業等を取得する職

員の職種の最下位の業務を担当させるものとする。
(例：主査や主任の場合でも、事務職員の業務を担当させる。)

以 上

別紙様式

計 画 書

(産前・産後休暇，育児休業及び育児短時間勤務期間中の代替措置)

産前・産後休暇， 育児休業，育児 短時間勤務取得 予定者	所 属	
	職 名	
	氏 名	
産前休暇・産後 休暇の期間，育 児休業及び育児 短時間勤務の期 間	産前休暇	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
	産後休暇	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
	育児休業	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
	育児短時間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
代替措置	(該当番号)	① 特別契約職員（常勤）の雇用 ② 派遣労働者の契約 ③ 非常勤職員（短時間勤務）の雇用 ④ 非常勤講師の雇用 ⑤ 派遣労働者（週29時間以内）の契約
代替措置の期間		平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
備 考		